

浜田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 13 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 29 号中「申請」の次に「又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する通知に対する審査」を加え、同条第 31 号中「申請」の次に「又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物に関する通知に対する審査」を加え、同号ア中「8,050 円」を「17,700 円」に改め、同号イ中「確認」の次に「又は通知に対する審査」を加え、「4,020 円」を「11,100 円」に改め、同条第 32 号中「申請」の次に「（次号において「建築物に関する完了検査申請」という。）又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく建築物に関する完了通知（次号において「建築物に関する完了通知」という。）に対する検査」を加え、同号の次に次の 2 号を加える。

(32)の 2 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に 別表第 6 の 2 のとおり
基づく中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は同法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する検査を受けた建築物に関する完了通知に対する検査手数料

(32)の 3 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に 別表第 6 の 3 のとおり
基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第 18 条第 28 項の規定に基づく通知に対する検査手数料

第 2 条第 33 号中「申請」の次に「又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 20 項の規定に基づく工作物に関する完了通知に対する検査」を加え、「9,050 円」を「30,000 円」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(33)の 2 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若 1 件に 12 万円
しくは第 2 号又は同法第 18 条第 38 項第 1 号 つき
若しくは第 2 号（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

第 2 条第 44 号の次に次の 2 号を加える。

(44)の 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 1 件に 2 万 7,300 円
338 号）第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく つき

建築物の敷地と道路との関係に関する制限
の適用除外となる大規模の修繕又は大規模
の様替の認定申請手数料

- (44)の3 建築基準法施行令第137条の12第71件に 2万7,300円
項の規定に基づく建築物の道路内の建築制 につき
限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模
の様替の認定申請手数料

第2条第53号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第58号まで」を「第57号まで」に改め、「第58号並びに」を削り、同条第54号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第55号中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条第56号中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第57号中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改め、同条第58号を削り、同条第59号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第61号」を「第60号」に、「別表第17」を「別表第16」に、「別表第18」を「別表第17」に改め、同号を同条第58号とし、同条第60号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「別表第18」を「別表第17」に改め、同号を同条第59号とし、同条第61号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同条第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (61) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 別表第18のとおり
関する法律施行規則第2条の規定が適用され
る建築物（同条第1項第2号若しくは第3号
に該当する建築物又は建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法律（以下この号
及び次号において「建築物省エネ法」とい
う。）第11条第1項若しくは第12条第2項
の規定に基づく建築物エネルギー消費性能
適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法
第18条第2項若しくは第30条第8項（建築
物省エネ法第31条第2項において準用する
場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に
関する法律第10条第9項若しくは第54条第
8項の規定により適合判定通知書の交付を受
けたものとみなされる場合を含む。）を除

く。)における建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査手数料
第 2 条第 62 号を次のように改める。

(62) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 別表第 19 のとおり
関する法律施行規則第 2 条の規定が適用される建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認若しくは同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第 18 条第 2 項若しくは第 30 条第 8 項（建築物省エネ法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第 10 条第 9 項若しくは第 54 条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）における建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査申請又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく完了通知に対する検査手数料

第 7 条第 1 項中「第 29 号から第 33 号まで及び第 55 号から第 58 号まで」を「第 29 号から第 33 号の 2 まで、第 55 号から第 57 号まで、第 61 号及び第 62 号」に改め、同条第 2 項中「及び第 31 号から第 33 号まで」を「、第 31 号から第 33 号まで、第 61 号及び第 62 号」に改める。

別表第 5 中「申請」の次に「又は通知に対する審査」を加え、「5,030 円」を「8,600 円」に、「9,050 円」を「15,600 円」に、「14,000 円」を「24,700 円」に、

「

床面積の合計が 200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	1 件	19,000 円
---	-----	----------

を

」

「

床面積の合計が 200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	1 件	26,900 円
床面積の合計が 300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	1 件	35,500 円

に、

」

「34,100 円」を「63,700 円」に、

「

床面積の合計が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	1 件	48,200 円
床面積の合計が 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	1 件	140,000 円
床面積の合計が 10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	1 件	240,000 円
床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1 件	462,000 円

を

」

「

床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	1 件	107,000 円
-------------------------------------	-----	-----------

に

」

改め、同表備考ア中「イ及びウに掲げる場合」を「イに掲げる場合及び移転をする場合」に改め、同表備考イ中「場合」の次に「(移転をする場合を除く。)」を加え、同表備考ウを次のように改める。

ウ 建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表第5備考に次のように加える。

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第6中「申請」の次に「又は完了通知に対する検査」を加え、「10,000 円」を「14,000 円」に、「12,000 円」を「21,000 円」に、「16,000 円」を「32,000 円」に、

「

床面積の合計が 200 m ² を超え 500 m ² 以内 のもの	1 件	22,000 円
---	-----	----------

」

を

「

床面積の合計が 200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	1 件	41,000 円
床面積の合計が 300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	1 件	44,000 円

に、

「36,100 円」を「55,000 円」に、

「

床面積の合計が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	1 件	50,300 円
床面積の合計が 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	1 件	120,000 円
床面積の合計が 10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	1 件	190,000 円
床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	1 件	381,000 円

を

「	<table><tr><td>床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの</td><td>1 件</td><td>64,000 円</td></tr></table>			床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	1 件	64,000 円	に
床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	1 件	64,000 円					
」							

改め、同表備考中「移転した場合を」を「移転をした場合を」に、「建築物を移転した場合にあっては当該移転」を「建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転又は修繕若しくは模様替」に改め、同表の次に次の 2 表を加える。

別表第 9 第 1 項第 1 号中「別表第 17 及び別表第 19」を「別表第 16 及び別表第 18」に、「及び次表」を「、次表、別表第 16 及び別表第 17」に改め、同項第 2 号中「及び次表」を「、次表、別表第 16 及び別表第 17」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 当該住宅について省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この表、次表、別表第 16 及び別表第 17 において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合 ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件 1 件	26,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円） 28,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
--	-----------------------	---

別表第 9 第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項」を「省令第 1 条第 1 項第 1 号」に、「建築物省エネ法第 11 条第 1 項」を「省令第 1 条第 2 項」に、「又は第 4 号」を「から第 5 号までのいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第 10 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表、別表第 16 及び別表第 17 において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	225,000 円（非住宅基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次表、別	1 件	86,000 円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）

表第 16 及び別表第 17 において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合(非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)		
(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)	1 件	67,000 円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円)
(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)	1 件	32,000 円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円)
(5) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)	1 件	50,000 円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円)

別表第 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号中「計画の変更に係る」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	13,000 円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	14,000 円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)

別表第 10 第 2 項中「又は第 4 号」を「から第 5 号までのいずれか」に改

め、同項各号を次のように改める。

(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	225,000 円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(2) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	86,000 円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(3) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	67,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	32,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(5) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準	1 件	50,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提

を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。）	出がある場合にあっては、10,000 円）
---	-----------------------

別表第 11 から別表第 19 までを次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 31 号アの改正規定、同号イの改正規定（「4,020 円」を「11,100 円」に改める部分に限る。）、同条第 32 号の次に 2 号を加える改正規定、同条第 33 号の改正規定（「9,050 円」を「30,000 円」に改める部分に限る。）、別表第 5 の改正規定（「申請」の次に「又は通知に対する審査」を加える部分及び同表備考に係る部分を除く。）、別表第 6 の改正規定（「申請」の次に「又は完了通知に対する検査」を加える部分及び同表備考に係る部分を除く。）及び同表の次に 2 表を加える改正規定並びに附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の浜田市手数料条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例（附則第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の浜田市手数料条例の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 6 の 2（第 2 条関係）

中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了通知に対する検査手数料

区分	単位	手数料の額
床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	1 件	30,000 円
床面積の合計が 200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	1 件	40,000 円
床面積の合計が 300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	1 件	43,000 円
床面積の合計が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	1 件	53,000 円
床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	1 件	61,000 円

備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）
 にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の移転
 をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては
 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 につ
 いて算定する。

別表第 6 の 3（第 2 条関係）

建築物に関する中間検査申請又は通知に対する検査手数料

区分	単位	手数料の額
床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	1 件	29,700 円
床面積の合計が 200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	1 件	38,500 円
床面積の合計が 300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	1 件	39,800 円
床面積の合計が 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	1 件	46,600 円
床面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの	1 件	47,600 円

別表第 11（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この表から別表第 15 までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この表から別表第 15 までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この表から別表第 15 までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第 15 までにおいて同じ。）である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれか及び第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第 1 号及び第 2 号又は第 3 号及び第 4 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第 1 号又は第 3 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物の非住宅部分に	1 件	224,000 円

ついて省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表から別表第15までにおいて「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第17までにおいて同じ。）の合計が300㎡以内のものに限る。）		
(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	23,000 円
(3) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表から別表第15までにおいて「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	86,000 円
(4) 当該建築物の工場等部分に	1 件	19,000 円

ついてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）		
(5) 当該建築物の住宅部分（省令第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第 17 までにおいて同じ。）について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表から別表第 15 までにおいて「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	67,000 円
(6) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表から別表第 15 までにおいて「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	32,000 円
(7) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この表から別表第 15 までにおいて「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	50,000 円

2 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この表から別表第 15 までにおいて同じ。）の場合		
(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの	1 件	34,000 円
イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件	37,000 円
(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの	1 件	18,000 円
イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件	19,000 円
(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの	1 件	25,000 円
イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件	28,000 円

別表第 12（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれか及び第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第 1 号及び第 2 号又は第 3 号及び第 4 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第 1 号又は第 3 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物の非住宅部分に	1 件	224,000 円

ついて標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表及び別表第14において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡以内のものに限る。）		
(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	23,000 円
(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	86,000 円
(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	19,000 円
(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	1 件	67,000 円

合計が 300 m ² 以内のものに限る。)		
(6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)	1 件	32,000 円
(7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。)	1 件	50,000 円
2 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	17,000 円
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	19,000 円
(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	9,000 円
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	10,000 円
(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未	1 件	13,000 円

満のもの イ 床面積の合計が 200 m ² 以 上のもの	1 件	14,000 円
--	-----	----------

別表第 13（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれか及び第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第 1 号及び第 2 号又は第 3 号及び第 4 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第 1 号又は第 3 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物の非住宅部分に	1 件	224,000 円

ついて標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）		
(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	23,000 円
(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	86,000 円
(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	19,000 円
(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	67,000 円
(6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	32,000 円
(7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内	1 件	50,000 円

のものに限る。)		
2	計画の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(1)	当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
ア	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件 34,000 円
イ	床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件 37,000 円
(2)	当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
ア	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件 18,000 円
イ	床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件 19,000 円
(3)	当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
ア	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件 25,000 円
イ	床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件 28,000 円

別表第 14（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれか及び第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第 1 号及び第 2 号又は第 3 号及び第 4 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第 1 号又は第 3 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物の非住宅部分に	1 件	224,000 円

ついて標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）		
(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	23,000 円
(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	86,000 円
(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	19,000 円
(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	67,000 円
(6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	32,000 円

(7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	50,000 円
2 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	17,000 円
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	19,000 円
(2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	9,000 円
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	10,000 円
(3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	13,000 円
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	14,000 円

別表第 15（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
1 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては第 1 号から第 4 号までのいずれか及び第 5 号から第 7 号までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物については、第 1 号及び第 2 号又は第 3 号及び第 4 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を合算した額が、当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合における第 1 号又は第 3 号に規定する区分に応じそれぞれに規定する手数料の額を超えるときは、当該額とする。
(1) 当該建築物の非住宅部分に	1 件	224,000 円

ついて標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡以内のものに限る。）		
(2) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	23,000 円
(3) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	86,000 円
(4) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合（工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	19,000 円
(5) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の	1 件	67,000 円

合計が 300 m²以内のものに限る。) (6) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。) (7) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合(住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。)	1 件 1 件	32,000 円 50,000 円
2 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 (1) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの (2) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの イ 床面積の合計が 200 m²以上のもの (3) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 ア 床面積の合計が 200 m²未満のもの	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	17,000 円 19,000 円 9,000 円 10,000 円 13,000 円

イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	14,000 円
------------------------------------	-----	----------

別表第 16（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第 29 条第 3 項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合 (1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複合建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウからオまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウからオまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

ア 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	224,000 円（非住宅誘導基準適合証（建築物省エネ法第 14 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物省エネ法第 30 条第 1 項各号（建築物省エネ法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000 円）
イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	86,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）
ウ 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）	1 件	67,000 円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第 30 条第 1 項各号（建築物省エネ法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000 円）

エ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
オ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のものに限る。）	1 件	50,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(2) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表において同じ。）の場合		
ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
（ア） 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	34,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
（イ） 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	37,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
（ア） 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	18,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
（イ） 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）

ウ 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (ア) 床面積の合計が 200 m²未満のもの (イ) 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件 1 件	25,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円） 28,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
2 他の建築物（建築物省エネ法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物について、1 件ごとに前項第 1 号又は第 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

別表第 17（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1 件ごとに第 1 号又は第 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウからオまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウからオまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更	1 件	224,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000 円）

に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡以内のものに限る。）		
イ 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合（非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	86,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円）
ウ 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	67,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
エ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以内のものに限る。）	1 件	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
オ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合（住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が	1 件	50,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）

300 m²以内のものに限る。) (2) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 (ア) 床面積の合計が 200 m²未満のもの (イ) 床面積の合計が 200 m²以上のもの イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 (ア) 床面積の合計が 200 m²未満のもの (イ) 床面積の合計が 200 m²以上のもの ウ 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (ア) 床面積の合計が 200 m²未満のもの (イ) 床面積の合計が 200 m²以上のもの	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	17,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円） 19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円） 9,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円） 10,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円） 13,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円） 14,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）
2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する		追加する建築物について、1 件ごとに前表第 1 項第 1 号

場合		又は第 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第 1 項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額

別表第 18（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合確認申請又は通知に対する審査手数料

区分	単位	手数料の額
1 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	13,000 円
(2) 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	14,000 円
2 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（省令第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物をいう。）の場合		
(1) 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	23,000 円
(2) 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	36,000 円

別表第 19（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物等の完了検査申請
又は完了通知に対する検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 検査を受けようとする建築物 が一戸建ての住宅の場合	1 件	5,000 円
2 検査を受けようとする建築物 が住宅部分を有する場合		
(1) 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	10,000 円
(2) 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	20,000 円
3 検査を受けようとする建築物 が非住宅部分（工場その他のこれ に類するもので市長が定めるも のの部分を除く。以下この表にお いて同じ。）を有する場合		
(1) 非住宅部分の床面積の合計 が 300 m ² 未満のもの	1 件	10,000 円
(2) 非住宅部分の床面積の合計 が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満の もの	1 件	16,000 円
(3) 非住宅部分の床面積の合計 が 1,000 m ² 以上のもの	1 件	26,000 円
4 第 2 項及び第 3 項のいずれに も該当する場合		第 2 項及び第 3 項に規定す る区分に応じ、それぞれ当 該手数料を合算した額